

第1回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成27年8月11日（火） 午後1時55分～午後3時50分
- 会 場 村上市役所 5階 第5会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 7名
総務課長、総務課参事、人事管理室 3名

（午後1：55開会）

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

会長

ご多忙の中、ご出席していただき誠にありがとうございます。これから第1回行政改革推進委員会を開催いたします。

本日は、市から村上市行政改革大綱後期実施計画の計画変更案に対する意見についてを諮問される予定ですのでよろしく願いいたします。

- 3 諮問

市から「村上市行政改革大綱後期実施計画の計画変更案に対する意見について（諮問）」を諮問

- 4 協議

- (1) 村上市行政改革大綱後期実施計画の計画変更案に対する意見について【資料No.1】

「村上市行政改革大綱後期実施計画の計画変更案に対する意見について【資料No.1】」を事務局が説明。

会長

事務局からの説明について意見、質問等ありましたらご発言お願いします。

会長

整理番号78-9は、現使用者が長年使用している施設でありますので、現使用者に安易な不利益をかけないように指定管理者を導入していただきたい。

事務局

当然、現使用者に安易な不利益をかけないように注意しながら施設所管課で多種検討を行っております。

会長

整理番号38について、村上水系、荒川水系どちらを選定するか協議しているとのことですが、山北地区には大川水系があり、村上市の水質は非常に上質と思っております。

この取組は市の水のPRが主目的とのことですが、取組自体は有効性のあるものですので、財源確保

を視野に販売を目的として取り組むべきと考えます。

委員

整理番号84は、現在は市が集落の集会施設を所有しているということによろしいのでしょうか。その敷地も市の所有となっているのでしょうか。

事務局

合併前に当該地域住民の活性化のため国・県の補助金を活用して建設したものです。敷地についてはケースにより異なります。

委員

修繕する場合の費用負担はどのようになるのでしょうか。

事務局

市の所有であるためある程度市が負担するべきものです。

委員

施設が老朽化等、移譲の交渉・協議がうまくいかないことはあるのでしょうか。

事務局

特に山北地区の集会施設は古い施設が多数であり、移譲により集落の負担が増えるだけの理由により協議が難航しているところもあります。

ただ、市としては集落の住民のみを対象として建設した施設でありますので、他地区との公平性の観点からも移譲を推進していきたいと考えております。

会長

農林水産省からの補助金を活用して建設した施設が多いため、古い施設が多いと聞いております。

委員

環境改善センターや集落開発センターとなっている施設が今現在集落の公民館として利用されており、相当古い施設が残っていると思います。

移譲の推進の課題として集落自体が法人格を所有していなく、移譲が受けられないケース、固定資産税が発生する問題も有ると思います。

総務課長

固定資産税は集落が地縁団体になり法人格を取得し、移譲を受けても公共に要する施設として免除されております。

ただ、地縁団体になるためには、その集落の住民の合意形成が必要ですので、なかなか進まないのが現状です。

委員

朝日、山北地区以外には市所有の集会施設は無いのでしょうか。

事務局

ありません。

他地区では、集落へ市町村が補助金を交付し建設されており、集落等の所有となっております。

委員

整理番号35は、目標値を大幅に低下した変更となっておりますが、この分野に興味のある方々は非常に欲しいものだと思います。調査報告書の発刊時の広告方法についてお伺いします。

事務局

市のホームページにて周知しております。

委員

発刊に際してかなりの費用がかかっていると思われますので、費用を賄う上でも、もっとPRして売上を伸ばす努力をしていただきたい。

会長

この取組に限らず、市はPRの仕方が足りないと感じます。

費用をかけて報告書を発刊するものなのでもっと促進して売上を伸ばしていただきたい。そしてこの報告書を発行することの効果が発生するような取組としていただきたい。

委員

整理番号38については、PRのためであり利益を求めないとのことですが、市民に還元する、販売へのアピールで無償で行うことは必要ですが、自治体では経費削減を常に謳っている状況ですのでこの取組を実施することによりどれだけ経費がかかり、その効果がどれだけ現れるのかを伺いたいと思います。

事務局

この取組を行うに当たる費用対効果を表すべきところですが、まだ検討段階であり、費用対効果等を出せる状況ではありません。また、現時点では大きな予算を伴う段階ではありません。

会長

人口減少問題等の諸問題が山積みの中、村上市に来て良かったというまちづくりが必要です。

この取組に関わらず、村上市自体が営利企業のような民間の考え方も見本にして、まちづくりの目標に向かった行政改革をしていかなければ、何のための改革なのかということになってしまいます。

ただ単に経費の削減を推進するのではなく、まちづくりの大きな目標、目指すものを達成するための行政改革が大切だと思います。

総務課長

この計画が政策目標のないものになっているということを内部で話をしていました。

この各取組を実施してどのような政策に展開していくのか、何をを目指すかが必要だと打合せをしまし、行政評価制度の導入に際しては今一度この観点に立って構築することを指導しております。

今後の計画のためにも皆様には積極的なご意見をいただきたいと思います。

委員

ふるさと納税についての村上市の考え方は。

総務課長

今までは納税制度の趣旨を逸脱することはできないと返礼はしておりませんでした。

しかし、ふるさと納税への返礼が主流になり、また越後村上物産会からも地元物産のPRのためにもふるさと納税への返礼を地元物産で行っていただきたいという要望もあり、検討した結果、9月1日から1万円以上を寄付された方々にその額の段階に応じた地元物産の返礼を行うこととしました。

インターネット決済に対応することとして、最大手である「ふるさとチョイス」にて返礼を行います。決済はYahoo決済です。

予算は当初から計上していますが、どのくらいの件数になるかは未知数であり、暫定的な予算となっていますので応募件数によっては補正対応させていただくことを考えております。

最終的には、返礼が口コミで広がり、一度は村上市に来てみたいというところへ持って行きたいと思っております。

よって、今後は当市に来られるような体験型の返礼品も検討していきます。

委員

この計画変更案は広告収入の検討時期の変更・調査報告書の有償頒布の目標値の縮小など消極的な感じを受けます。

広告収入の取組は検討を行わなかったことによるものですので十分に注意し、行っていただきたいと思えます。

整理番号78-10については、利用団体である畜産業者が減少しているのであれば、畜産業者のみにとらわれず、農業者も巻き込むことも一つの手法ですので検討する必要があると思えます。

整理番号48は委託料の差が統一の進まない要因とのことですが、ただ単に統一するのではなく課を跨いで横断的な検討を行い、検針時に介護高齢部門である高齢者等の見守り等も行う等の業務を付加して委託金額に折り合いつけていくことにより推進が可能と思えますし、費用の使い道としてもいいと考えます。

会長

整理番号78-10は、地元畜産業者にとらわれず、村上地区、荒川地区等の畜産業者を交えた検討も必要と考えます。

整理番号30についても村上市には多数の事業主がいらっしゃるのでは是非やり方を検討して導入していただきたい。

総務課長

現在ネーミングライツを導入しているのが新潟市と佐渡市です。

ただ、佐渡市についてはなかなか応募が来ないという現状です。

ただし、当市では応募もしていませんので取組をする価値はあると考えます。

委員

話は少しそれると思いますが、村上市の工業団地について、税金も多く納めているのに市は何もしてくれないということをよく代表者がおっしゃっていると聞いています。

草刈り、除雪など依頼をすれば市が直営で行うそうですが、企業側もさらに協力したいという相乗効果も期待できますので、ぜひ予算を計上して工業団地のことを考えているということを目に見える形で表すべきと思います。

総務課長

担当課にお伝えさせていただきます。

市では、中小企業基本条例の策定のために懇談会方式で色々なアイデアをいただいています。

工業団地のみならず市の企業全体を活性化させていきたいと取り組んでいます。

委員

整理番号23～25の取組を消費税改正時に設定した意味は何でしょうか。

事務局

手数料等はそれぞれ利用者に相応の負担を求めるものですので、今改正してさらに消費税改正時に改正するのではなく、消費税改正時に消費税改正の影響を踏まえて改正したほうが良いということで取組時期を変更するものです。

委員

整理番号27、28は合併して7年にもなっているのに未だに統一できていないことは不思議に思います。

事務局

本来であれば、基本料金及び従量料金の統一を同時に行うべきでしたが、各地区の市民を交えた委員会を設置して協議しましたが、各地区の格差が大きく基本料金の統一にかなりの時間を要し、従量料金の協議までは行えなかったと話を聞いております。

(2) 意見の取りまとめ及び答申の方法について【資料No.2】

「意見の取りまとめ及び答申の方法について【資料No.2】」を事務局が説明。

会長

事務局からの説明について意見、質問等ありましたらご発言をお願いします。

<質疑なし及び協議了承>

5 報告

(1) 平成27年度当初予算概要

「平成27年度当初予算書概要」を基に事務局が説明。

総務課長

昨今の村上市の状況は公共事業が減少してかなり厳しいという意見が多方面から聞かれています。

よって、事業の前倒し、または当初で計上できなかった事業等を補正にて対応し、景気の底上げを図りたいと市長ともども考えております。

会長

事務局からの説明について質問等ありましたらご発言をお願いします。

委員

平成27年度当初予算概要P11に除雪機械購入費として6,800万円計上されていますが、購入するということは、市直営で除雪を行うということでしょうか。

総務課参事

除雪は市が機械をリースし、委託事業者に貸して実施しています。

今年度は一部リースするのではなく、補填があるなど購入した方が財政的に有利になるので、購入して委託事業者に貸して実施することとしたものです。

6 その他

(なし)

7 次回の日程について

日 時：平成27年9月7日（月）午後2：00 ～

会長代行

昨年度と協議のやり方が変わり、今回は宿題をいただきませんでした。

膨大な資料には変わりませんので次回までに資料を見て、心身を気を付けて協議に備えていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

7 閉 会

(午後3：50 閉会)

以上、第1回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年9月3日

会 長 松 本 豊 印